

# 平成28年度 農地中間管理事業 事業計画

(公財)やまぐち農林振興公社

(山口県農地中間管理機構)

## 1 平成28年度農地集積目標面積について

- (1) 県の基本方針における10年後の「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積目標（おおむね70%）」を推進するため、年間農用地集積目標面積を「2,280ha」と定める。
- (2) 農地集積にあたっては、重点地区・モデル地区を定め集中的に事業を推進する。
- (3) 重点地区・モデル地区以外は、市町、農業委員会、農協など関係機関と緊密な連携の下、一層の制度周知や、人・農地プランのブラッシュアップなど事業推進の環境づくりを進め、早期の事業着手を目指す。

農地中間管理事業に係る数値目標

(単位：件、ha、千円)

区 分	農 地			採草放牧地等			合 計		
	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料	件数	面積	賃料
①借受	3,720	2,300	91,200	-	-	-	3,720	2,300	91,200
②うち転貸	430	2,280	91,200	-	-	-	430	2,280	91,200
③うち条件整備			-	-	-	-			-
④うち管理	5	20	-	-	-	-	5	20	-

表中の① 農地中間管理事業の推進に関する法律（(平成25年法律第101号)以下「法」という。）第2条第3項第1号の事業計画

表中の② 法第2条第3項第2号の事業計画

表中の③ 法第2条第3項第3号の事業計画

表中の④ 法第2条第3項第4号の事業計画

## 2 事業実施の取り組み方針について

- (1) 市町等関係機関との連携強化
- ① 市町・農業委員会・県農林事務所・農協・土地改良区等との連携を強化
  - ② 市町職員の実務研修、農協職員への事業説明会の実施

- ③ 県地域農業戦略協議会との連携（「ひと・もの・とち総合推進」の一環として地域水田ビジョンの実現）
- ④ 県地域農業戦略推進協議会、地域農業再生協議会、地域担い手育成支援協議会、地域農業農村整備事業推進協議会、人・農地プラン検討会・法人代表者会議等へ参画
- ⑤ 法人新設・新規就農者支援等の個別事案の調整 等

平成28年度関係機関等との連携強化と協議・調整等の目標

関係機関調整・地域協議会等	年間目標回数
市町・農業委員会等関係機関調整	100
市町・農業委員会職員実務研修	4
農協職員事業説明会	12
地域農業戦略推進協議会との調整・協議	12
地域農業再生協議会との調整・協議	12
地域担い手育成支援協議会との調整・協議	36
地域農業農村整備事業推進協議会との調整・協議	8
人・農地プラン検討会・説明会	20
法人代表者会議等	2
機構担当者個別事案地元調整	200
機構長が各市長・町長との意見交換	18
機構長が農協中央会・各農協組合長へ意見交換	12
農協中央会との連携協議	5
新規法人・新規就農者等個別事案調整	30
農機フェア・企業参入フェア・新規就農ガイダンスPR活動	5
土地改良区との調整	20
農大担い手養成研修生との情報交換会	2
水田合理化協議会(水稻共済)	12
農地集積推進員個別事案地元調整（農地確認含む。）	2,000
合 計	約2,500

(2) 事業促進のための新たな取り組み

① 山口県集落営農法人連携協議会及び山口県農業法人協会との連携

ア 今後、集落営農法人連合体の育成など、将来の担い手へ優良な農地を受け継いでいくための仕組みとして、地域全体の農地を機構を通じた契約とし、農地の流動化を図りやすい環境を整えておくことが重要である。

イ そのため、多くの農業法人が所属する山口県集落営農法人連携協議会及び山口県農業法人協会それぞれと農地中間管理機構が、農地の集積・集約化に係る協定を締結し、将来の農地利用の効率化・高度化を図っていくこととする。

② 農地情報の共有と有効活用

ア 農業委員会の遊休農地利用意向調査や水稻共済細目書において、機構事業を活用したいとする農地について、新たに導入する公募管理支援システムに登録する。

- イ 登録された農地データと農耕システムの地図情報を一元化し、現況の農地情報を市町・農業委員会・JA等関係機関へ配付し共有する。
- ウ 市町の「人・農地プラン」やJAの「水田フル活用ビジョン」の見直しの基礎資料として活用するとともに、農地の利用集積に向けたマッチングを促進する。

③ 市町農業委員会の農地利用最適化推進委員との連携強化

- ア 農業委員会法の改正により、「農地等の利用の最適化の推進」が市町農業委員会の必須業務とされ、農地中間管理機構との連携を強化しながら、担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくべきことが制度的に位置付けられた。
- イ 市町農業委員会の殆どは平成29年度に農業委員の任期満了となり、新たに農地利用最適化推進委員が配置されるため、それに並行して、機構から農地集積推進員業務等の情報提供や最適化推進委員との役割分担の調整等を行うなど、農地集積の実効が上がるよう農業委員会と機構の連携強化に努める。

(3) 農地集積推進員による事業推進について

重点地区を中心に地域密着型の推進員を増員し、出し手・受け手の掘り起こしを積極的に展開する。

平成28年度当初12名→22名（当面の増員目標10名）

(4) 効果的な広報活動の実施

広 報 活 動 の 項 目	実施回数
① パンフレット・ポスター・啓発資材等の配布	随時実施
② リーフレットの配付（郵便局設置）	随時実施
③ 「農地中間管理事業の手引き」の作成配付	1
④ イベント等へ事業啓発ブースの設置	5
⑤ ホームページを活用した広報活動	随時実施
⑥ 新聞やTV放送を活用した広報活動	随時実施